

市民文教委員会会議録

平成25年3月11日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 11:18

【 案 件 】

1. 議案第 5 号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第4号)
2. 議案第45号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第5号)
3. 議案第19号 平成25年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算
4. 議案第20号 平成25年度飯塚市学校給食事業特別会計予算
5. 議案第26号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
6. 議案第38号 契約の締結(飯塚第一中学校増築工事)
7. 議案第40号 ふくおか県央環境施設組合理約の変更
8. 議案第46号 一酸化炭素中毒事故に係る損害賠償の額を定めること

【 報告事項 】

1. 直方市中泉産業廃棄物処理施設に係る説明会の開催について (環境整備課)
2. 消費生活センターの広域運営について (市民活動推進課)
3. 飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について (学校給食課)
4. 工事請負変更契約について (教育施設課)

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「議案第5号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第4号)」及び「議案第45号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第5号)」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校給食課長

まず、「議案第5号 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第4号)」について補足説明いたします。

補正予算書の45ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては平成25年度に自校式施設給食整備事業に関して国の経済危機対応・地域活性化予備費等を活用した事業を前倒して実施するため補正予算を計上するものでございます。また、小中学校統合事業の実施スケジュールの変更により未着手の事業費について減額補正を行うものでございます。第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億3586万8千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ35億4447万7千円とするものでございます。

50ページをお願いします。まず、歳出のほうからご説明いたします。歳出で1款 2項 1目 施設整備費で説明の欄のとおり、菰田小学校自校式給食施設整備事業費で3億3489万円、片島小学校自校式給食施設整備事業費で3億4623万8千円、飯塚第二中学校自校式給食施設整備事業費で2億6438万円を計上しています。次に、小中一貫校整備の関係でございますが、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食整備事業費682万5千円の減額、楽市・平恒・穂波東小中学校自校式給食施設整備事業費281万5千円の減額を行っております。

次に、歳入につきましては、49ページをお願いいたします。事業の財源として4款 1項 1目 1節 一般会計繰入金5044万2千円、7款 市債 学校給食施設整備事業債で8億3180万円、8款 国庫支出金で5362万6千円を計上しています。

第2条の繰越明許費につきましては、47ページをお願いします。上の表につきましては前倒しにより補正をおこなう3事業分9億4550万8千円を追加し、次の表のとおり小中一貫建設事業の2事業について記載のとおり変更を行うものです。

第3条の地方債につきましては、同じく47ページの「第3表地方債補正」の表のとおり限度額を20億9570万円に変更するものです。

本補正予算による前倒しにより予算削減額は約2億2千万円と見込んでおります。

次に、「議案第45号 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第5号）」について補足説明いたします。

本補正予算は国の補正予算（第1号）の関連事業を実施するため補正を行うもので、当初予算に計上している平成25年度実施予定事業について前倒しを行うものでございます。なお、本補正予算と平成25年度当初予算で重複している部分があります。これについては新年度補正予算において調整を行う予定でございます。

第1回市議会（定例会）追加提案と記載されています補正予算書の19ページをお願いします。第1条で歳入歳出それぞれ9910万円を追加し、総額を36億4357万7千円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。24ページをお願いいたします。上穂波小学校、大分小学校及び高田小学校3校の既存の自校式給食施設の空調設備設置工事費総額9910万円を計上するものです。

次に、その財源となる歳入について23ページをお願いいたします。真ん中の表の7款 市債につきましては学校給食施設整備事業債として9010万円を計上しています。今回は国の補正予算に伴う起債となるため充当率は100%となっています。次に8款 国庫支出金1項 国庫補助金として893万4千円を計上しています。

なお、事業については繰越明許とし、第2条においてこの9910万円を追加し、繰越明許費の補正を行うものです。

本補正予算による前倒しにより予算削減額は約490万円と見込んでいます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

八児委員

最初の減額の分がありますが、予算の減額、その内訳を説明してください。

学校給食課長

補正予算書の50ページをお願いいたします。説明の一番下のところでございます。潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食施設整備事業費として682万5000円の減額でございます。51ページの楽市・平恒・穂波東小中学校自校式給食施設整備事業費として285万1000円の減額となっております。

学校施設整備推進室主幹

先ほどご説明いたしましたように、小中一貫教育校にかかわる経費でございますが、これにつきましては24年、25年繰越明許費を設定いたしまして、施設の設計及び用地にかかわる費用を計上させていただいておりました。しかしながら、事業の進捗状況で基本設計まで進みまして、その後、実施設計に移行する予定にしておりましたけれども、基本設計の期間の遅延によりまして、24年度内に実施設計以降の予算執行が見込めなくなりましたことから、かかる費用を25年度の当初に組み替えをいたしまして、現在25年、26年にまたがります繰越明許を設定して予算の組み替えを行っております。それが理由でございます。

委員長

資料の6ページに書いています。他に質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第5号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第4号)」及び「議案第45号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第5号)」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第19号 平成25年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

環境整備課長

「議案第19号 平成25年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」の説明をいたします。

平成25年度飯塚市一般会計特別会計予算書の401ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1825万6千円と定めるものであります。その主な内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。まず、歳入からご説明いたします。404ページをお願いいたします。本会計の主な財源であります1款1項1目の汚水処理施設使用料につきましては、平成25年度使用料調定実績を考慮しまして、現年度分1475万7千円、過年度分1千円を計上いたしております。2款1項1目の利子及び配当金につきましては、汚水処理施設整備基金預金利子として16万1千円を計上いたしております。2款1項2目の基金運用収入につきましては、汚水処理施設整備基金運用収入として10万8千円を計上いたしております。

続きまして、次のページの歳出についてご説明いたします。1款1項1目の一般管理費として512万2千円を計上いたしております。その主なものは、19節の上下水道への事務委任負担金288万4千円及び上下水道マッピングシステム更新負担金199万5千円でございます。次に、1款1項2目の施設管理費として1213万4千円を計上いたしております。その主なものは、11節の維持補修費469万5千円、13節の電気設備保安業務委託料ほか3件の委託料合わせて463万円、25節の預金利子積立金及び運用収入積立金を合わせて27万1千円でございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第19号 平成25年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第20号 平成25年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校給食課長

「議案第20号 飯塚市学校給食事業特別会計予算」についてご説明いたします。

予算書の407ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出の総額をそれぞれ13億3964万2千円とするものです。平成24年度と比較しますと13億9288万6千円の減額となっています。これは給食調理場整備事業の建設工事費が、平成24年度は5校分を計上していましたが、25年度建設予定の3校につきましては、先ほどご説明いたしました補正予算にて計上したことが大きな要因であります。

事項別明細書を使って、その主なものを歳出からご説明いたします。414ページをお願いいたします。1款 1項 1目 職員給与費については一般職員36人分の給与等経費として3億1547万4千円を計上しています。1款 1項 2目 給食事業費では417ページをお願いいたします。説明の一番上の庄内小学校調理業務委託料から穎田小中学校給食調理等業務委託料まで8校分の給食調理業務委託料の平成25年度分として1億1783万円を計上しています。

次に418ページをお願いいたします。1款 2項 1目 施設整備費でございます。上から2項目は平成26年度に自校式調理場整備予定の鯉田小学校及び飯塚小学校の地盤調査委託料及び建設工事設計委託料を計上しています。

次の上から3番目の丸になりますが、庄内小学校、内野小学校、419ページの一番上の筑穂中学校については既存の自校式給食調理場へ空調設備設置のための設計委託料を計上しています。

戻りまして417ページの下3項目、上穂波小学校、大分小学校及び高田小学校の既存の自校式調理場の空調設備設置工事費につきましては、先ほど説明いたしました国の補正予算第1号の関連事業実施のため、前倒して議案第45号の補正予算で重複して計上していますので、これについては平成25年度補正予算において調整させていただく考えです。

419ページの丸の2番目以降の3項目は小中学校統合事業関係であります。これらは各校区小中学校統合事業費の総額に対する給食調理施設分を施設規模により按分した額を計上しています。目尾・幸袋小中学校自校式施設整備事業費として634万8千円、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食施設整備事業費で846万8千円、楽市・平恒・穂波東小中学校自校式給食施設整備事業費330万4千円を計上しています。

次に歳入でございます。412ページをお願いいたします。1款 1項 1目 学校給食費 1節 小学校給食費を3億699万円、2節 中学校給食費で1億8876万円を計上しています。413ページの一番下の表で 7款 市債 1項 1目 学校給食事業債 1節 学校給食施設整備事業債で1億2910万円を計上しています。

続いて第2条の繰越明許費については、410ページ「第2表繰越明許費」をお願いいたします。その表に記載の学校統合事業にかかる3事業について平成25年度中の完了が見込めないため繰越明許費の設定をするものです。

第3条の地方債については、同じく410ページの「第3表地方債」をご覧ください。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は表の記載のとおりの内容とするものです。以上で、平成25年度当初予算の補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第20号 平成25年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第26号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校施設整備推進室主幹

議案第26号についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、幸袋中学校区に建設する小中一貫校の建設設計者をプロポーザル方式により選定するため、その審査会を飯塚市附属機関の設置に関する条例の中へ加えようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。4ページをご覧ください。教育委員会の置く附属機関に、「飯塚市立小中一貫校建設設計者選定委員会」を加え、附則において施行期日を公布の日から、併せて飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改め、本選定委員会委員報酬を月額15,000円と規定しております。

以上で、説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

八児委員

委員は何名予定されておりますか。また、これには地元の代表とかPTAとか、そういう方々が入るのかどうか、そこまでお願いします。

学校施設整備推進室主幹

委員につきましては、7名以内で現在計画を進めたいと考えております。それから2番目のご質問でございますけれども、委員の構成につきましては、学識経験者を4名以内、そして行政職員を3名以内ということで計画をしております。今回、この小中一貫校建設の中で、幸袋中学校区のみプロポーザル方式を導入いたします理由は、現幸袋小中学校敷きが東西に長く、階段状になっており、さらにその段差が高いということがございまして、施設レイアウトに高度な技術力を要し、さらには周辺道路が狭く工事方法や完成後の敷地内動線のとり方に工夫が必要と予想されることから、主に工事の内容につきましての検討を行い、複数の設計方針の提案を受けた中ですぐれた設計者を選定しようとするものでございます。そういう理由によりまして、選定委員につきましては、建築及び土木を専門とする大学教授等から有識者の方を選定いたしまして、主に技術的な側面から実施するものでございます。

委員長

他に質疑はありますか。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第26号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第38号 契約の締結(飯塚第一中学校増築工事)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

契約課長

それでは工事請負契約議案の補足説明をさせていただきます。

議案書40ページをお願いいたします。「議案第38号 契約の締結」につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。

本件「飯塚第一中学校増築工事」につきましては、契約金額1億6244万6550円で、泰建工業株式会社 代表取締役 鮫島 幸子と契約を締結するものであります。また、工期につきましては、本契約として認められた日から平成25年12月27日までとしております。

入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、参加要件等を決定し、1月25日に入札公告を行い、2月12日に入札を執行いたしました。なお、議案書41ページから45ページは、工事概要・位置図等となっております。

入札の結果でございますが、議案書資料の46ページの入札概要をお願いします。本件につきましては、7者からの入札参加申請があり、入札の結果、予定価格1億9111万4700円に対し、落札額1億6244万6550円、落札率84.99%で泰建工業株式会社が落札したものであります。

以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第38号 契約の締結(飯塚第一中学校増築工事)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第40号 ふくおか県央環境施設組合格約の変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

環境対策課長

「議案第40号 ふくおか県央環境施設組合格約の変更」について補足説明いたします。

議案書の50ページをお願いします。本案につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、ふくおか県央環境施設組合格約の中で、地方自治法の条項を記載している箇所を改正し、組合格約を整備するものでございます。

51ページの新旧対照表の下線部分でございますが、地方自治法の条項の繰り下げに伴いまして、組合格約第6条第1項中の「地方自治法第287条の2第1項」を「第287条の3第1項」に改めるものでございます。

なお、附則の欄でございますが、本規約の改正には県知事の許可を要することから「許可の日から施行する」といたしております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第40号 福岡県中央環境施設組合理約の変更」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第46号 一酸化炭素中毒事故に係る損害賠償の額を定めること」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

中央公民館長

「議案第46号 一酸化炭素中毒事故に係る損害賠償の額を定めること」について、補足説明をいたします。

追加議案書の1ページをお願いします。損害賠償額は51万7946円でございます。事故発生日時は平成23年3月28日午後4時頃、場所は立岩公民館地下1階清掃員休憩室においてです。相手方は、嘉麻市漆生1036番地 豊田千代美氏で、損害賠償請求権の代位取得者が、政府・福岡労働局長となっております。

損害賠償の発生に至りました事案の概要についてでございます。立岩公民館において発生した一酸化炭素中毒事故につきましては、被害者であります相手方に慰謝料、見舞金等の損害賠償を支払っておりましたが、治療費及び休業補償については、労災保険の適用により政府が対応しておりました。このたび、政府から事故原因が飯塚市にあるものとする「第三者行為災害」に基づいて、今回の事故に係る治療費及び休業補償を損害賠償として請求してきたことから、その求めに応じるものでございます。

2ページをお願いします。損害額は療養補償給付、これは入院5日、通院3日に対するもので51万2768円、休業補償給付、これは休業3日に対するもので5,178円、合計51万7946円を、過失割100%で市が負担するものです。

提案理由の根拠規定につきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定によるものでございます。

本件事故に係っては、相手方に対する損害賠償12万3550円の支払いは、昨年12月21日の市議会において、専決処分による報告をいたしておりましたが、相手方との示談において、治療費及び休業補償については、労働者災害補償保険法第12条の4に定める政府からの請求があった場合、市が応じることとしておりましたことから、このたびの損害賠償の支払いに対応していくものでございます。

以上、「議案第46号 一酸化炭素中毒事故に係る損害賠償の額を定めること」について、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第46号 一酸化炭素中毒事故に係る損害賠償の額を定めること」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、4件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「直方市中泉産業廃棄物処理施設に係る説明会の開催について」の報告を求めます。

環境整備課長

「直方市中泉産業廃棄物処理施設に係る説明会の開催について」ご報告させていただきます。

昨年10月22日の当委員会におきまして、直方市中泉の産業廃棄物処理施設の設置に関し、設置者に義務付けられている指定地域内における環境調査書の説明会が、10月14日に直方市において開催されること、また、潁田地区内での説明会の開催を求める声があり、市から設置者及び県廃棄物対策課にその旨を申し入れていることを報告いたしておりましたが、潁田地区における説明会が、2月26日、潁田公民館において開催されましたのでご報告させていただきます。

説明会には28名の参加があり、そのうち潁田地区からの参加者は10名ほどございました。説明会での質疑の内容につきましては、「産業廃棄物の受け入れはどのくらいの範囲を予定しているのか」、「遮水シートの耐用年数はどのくらいか」、「汚水処理の手順は問題ないのか」、「違法な廃棄物が混入する恐れはないのか」などの意見が参加者から出され、質疑応答が午後7時から午後9時40分頃まで及びましたので、求めがあれば今後も説明会を開催することを住民が設置者に確認し閉会いたしております。

市としましては、引き続き、住民の意見がより多く反映され、住民の不安が払拭されるよう対応してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「消費生活センターの広域運営について」の報告を求めます。

市民活動推進課長

「消費生活センターの広域運営について」ご説明いたします。

消費生活センターは、消費生活に関する苦情相談を受け、その解決に向けた助言や情報提供、また消費者トラブルの注意喚起や啓発などを行う機関でございます。飯塚市消費生活センターは、昭和50年4月より、福岡県消費生活センターのサブセンターとして立岩公民館3階に設置され、筑豊15市町村を管轄区域として広域相談業務を行ってまいりました。

昨年12月18日開催の本委員会でご報告いたしましたとおり、平成24年度末をもって県のサブセンターの廃止が決定したことに伴いまして、飯塚市、嘉麻市及び桂川町の2市1町による消費生活センターの広域運営について、具体的な事務協議を進めてまいったところでございます。このたび事務協議が整い、今月18日に「消費生活相談の広域対応に関する協定書」及び「消費生活相談業務に関する覚書」の締結を予定いたしておりますので、その概要の説明をさせていただきます。

まず、飯塚市消費生活センターの名称と場所は現状のままとし、2市1町の住民に対して消費生活相談や消費生活に関する啓発等の業務を、平成25年4月1日より開始することなど広域対応の基本事項を協定書で定めております。

次に、覚書ではセンターの体制をはじめとした事項を定めており、職員につきましてはセンター長、相談員2名及びその他必要な事務員を置くこととしております。事業内容といたしましては、消費者被害の未然防止を目的に、消費生活関連の普及啓発事業や飯塚市消費生活セン

ターの相談業務の他に、新たに嘉麻市、桂川町へ相談員を派遣して巡回相談を実施することとしております。これらの経費負担につきましては、総事業費の10%を均等割、90%を相談件数割としております。過去のセンター利用者数では、本市住民からの相談が突出して多いため、今後は嘉麻市、桂川町の住民の利用促進を図ることで、その利用者比率を2市1町の人口比率に近づくよう、住民に対し周知の強化を行ってまいります。予算につきましては、本市において総事業費について予算計上し、嘉麻市、桂川町より負担金として受入れることとしております。

以上のように、新年度から新たな体制で飯塚市消費生活センターが運営されますが、今後も地域住民の安全・安心を守るため、よりきめ細やかな消費者行政サービスを提供しながら、センターへの積極的な相談に結びつくよう努めてまいります。また、円滑に広域相談業務運営を続けていくために、引き続き嘉麻市、桂川町をはじめ、県等との十分な情報の共有と協力体制を築きつつ、消費者行政における質的向上を図ってまいります。

以上、簡単ではございますが、ここにご報告いたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

松本委員

仕事がふえますよね。そうすると人員はどれくらいふえていくんですか、中身は。

市民活動推進課長

現在、職員体制としましては、市民活動推進課長がセンター長としまして、福岡県消費者協会より支所長1名、相談員1名の派遣を受けまして、事務局長としまして飯塚市再任用職員を配置しております。今後は消費生活センター長としまして所管の課長、また事務局長として飯塚市再任用の嘱託職員及び消費生活相談の専門知識を有する相談員を2名配置する予定です。ですから、相談員の人員体制につきましては平成24年度と同じ体制となります。

松本委員

飯塚市の中でもね、非常に相談が多い。まして今度は広げると、広げられるんでしょう、嘉麻市とかに。そして充実を図りたいと言われるけど、それで充実が図れるんですか。普通の常識で考えてですよ、今まで仕事が大変多かったと、相談業務が多いんですよ。今度は範囲が広がります。何名ふえるので、それに対して従事していきますとか言うんなら普通なんですよ。ところが、人数はふやしませんよ、範疇は広げますよ、仕事はすごく今までも多かったんですよと言われてますよね、どうなんですか。

市民活動推進課長

24年度までは筑豊管轄15市町村を管轄しておりまして、25年度から2市1町の管轄になりますので、対象は狭まってきます。

松本委員

嘉麻市とかに広がるんじゃないんですか。

市民活動推進課長

当然、これまでも嘉麻市、桂川町はその15市町村の中に入っております。

松本委員

入ってたんですね。わかりました。ここはやっぱり数が多いんですよ。いろいろ問題が、本当に。だからやっぱり充実したものにしてもらわないと、ただ窓口を置いておりますのでというお話ではいかんと思いますんでね、ぜひそこら辺は考えてやっていただきたいと思います。

委員長

他に質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」の報告を求めます。

学校給食課長

「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」ご報告いたします。

今年度、自校式給食調理場の整備を完了し、平成25年4月から自校調理方式で給食提供を開始するため、12月議会におきまして補正予算として給食調理業務民間委託のための債務負担行為を予算として議決いただきました飯塚第一中学校、立岩小学校、飯塚東小学校、頼田小学校及び中学校、及び二瀬中学校における給食調理等業務は民間事業者へ委託することとし、その受託業者の選定につきましては飯塚市給食運営審議会へ諮問し、プロポーザル方式による厳正かつ公平な審査の結果、受託候補者をそれぞれ特定した答申がされましたのでご報告するものです。

資料として提出しております「飯塚市学校給食調理業務の受託候補者の特定について（答申）」についてご説明させていただきます。資料表紙の審査にあたった委員は、従来の飯塚市給食運営審議会の委員10名の中から選出された会長、副会長、栄養教諭の3名と、該当小中学校の学校長、保護者代表7名を臨時の委員として加え10名で構成する委託業者選考の専門部会を設置し審査を行いました。審査の経過ですが、答申書の2ページをお願いします。

11月26日に飯塚市給食運営審議会に対し教育委員会から受託業者の選考について諮問いたしました。12月26日に臨時の委員を含めた審議会を開催し専門部会を立ち上げまして、実施要領、採点基準等の協議、了承をいただき、12月27日から企画提案者の募集を開始し平成25年1月10日の締め切りまでに、次の3ページに記載の10者から応募がございました。1月29日に第1回専門部会において企画提案書等資料の書類審査を行ない、第一次審査を実施しました。その結果、4ページ上段の1の一次審査につきましては、80点かける10名の委員構成で800点満点としていますが、そのうち400点以上を獲得した7者が一次審査通過者として選定されました。

2月5日に第2回専門部会で7者へのヒアリングでの第二次審査を行い、2,100点満点、これは210点かける10名の委員さんで採点した結果、4ページ下段の2の二次審査の点数となりましたので、一次審査での得点と二次審査の得点を合計し、受託候補者の得点上位5者を選定いたしました。

対象学校業務ごとの受託候補者特定については、その5者から事前に提出された希望順位に沿って、各候補者が希望している上位の業務へ割り当てを行い対象学校ごとの受託候補者を特定いたしました。

5者を特定した理由といたしましては、学校給食調理業務の十分な実績と豊かな経験知識を有し、安全で安心な給食の提供、学校への食育指導への協力体制などがより具体的な提案が出されていること。また学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準の内容を深く理解し、給食調理作業等に関し安全面や衛生面の管理についても十分な業務の遂行が期待できると判断されたことにより、よりすぐれた提案者であったと判断され、受託業者として特定されたものでございます。

今後はこの答申に基づき、受託候補者として特定された事業者と市契約課で協議をしながら委託契約に向け事務を進めてまいります。

以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

ちょっと聞きますけどね、このセンター方式から自校方式に変えていっているんですね。まず、最初に聞きたいのが、なぜセンター方式から自校方式に変えるのか、何のメリットがあるかって。

学校給食課長

自校式化のメリットといたしましては、調理を行ってから児童生徒が食するまで時間の短縮が図れるという点がございます。それから地産地消の推進も図りやすいといったことなどがメリットとして考えられると思っております。

岡部委員

私はそれだけじゃないと思うんですね。センター方式から自校方式に変えるということは、まずあなたが言われた地産地消の問題、これはもう当然の話ですよ。ただもう一つ大きな目的としてあるのは、地場業者の育成という問題も、当然入ってくるだろうし、それから従業員の地元雇用という問題がこれにつながってくるわけですよ。これは今回の審査の中で、どういうふうに位置づけられて、考えてこられたのか、お尋ねします。

学校給食課長

地元業者への発注につきましては、地元業者の活用、それから地元業者の育成は地域活性化等について大切なことだというふうに理解をしております。今回の学校給食調理業務委託業務につきましては、学校給食を衛生的かつ安全に供給できる専門的な知識やノウハウを利用するとともに教育の一環として実施される学校給食の意義を十分理解して、食育の推進など学校との連携を積極的に行う事業者であるということが必要であると考えております。今回の選考におきましては、地元業者につきましても応募をさせていただきまして、そのことを公平に客観的に審査して優れた提案をされたところを選定したものでございます。なお、地元にあるということは、当然業務の決定権がそこにある、地元にあるということで、非常時等において速やかに調整ができる、即決ができるというメリットがありますので、そういったところも得点項目には設定したところでございます。それから地元雇用につきましては、地元雇用を当然優先していただくようにと各業者に要望しているところでございます。

岡部委員

今あなたが答弁された中で、例えば食に対する安全性とか何とかって言うのは、これはどこがやっても同じことなんですよ。みんな等しく高いクオリティーと言うか、品質を求めていくというふうな形になっていくわけ。ただ私が期待していたのは、センター方式から自校方式に変わるということで、給食に対する、要するに食に対する取り組みとか積極性というのが、それから地域性とかいうのが出てくるから良いことではないかというふうに私は判断していた。だけど、あなたたちが判断をされたのは、今ここに資料を出されてるけど、10者あってだれもが知ってるようなシダックスとか全国大手の、可もなく不可もなく、こういうところだったら間違えなからうというところを6者選んで、この中には地場は1社も入ってないわけですよ。私は地元の雇用の問題とか地場育成の問題とか、口ではそういうふうに言われるけど、とってしまった後、あなた方はどこまで指導ができるんですか、業者が決定した後は。

学校給食課長

調理業務の委託に関しましては、食品の購入、それから献立から作業手順まで学校栄養教諭が行い、それに基づいて指導を十分行って給食業務を進めているところでございます。

岡部委員

この候補者を絞っていくときの評価項目というのを、1から6まであなた方は出してある。経営状況とか実績、学校給食の取り組みの仕方、安全衛生管理、調理業務の実施体制、危機管理、価格の評価、私がさっき聞いたような地場の問題とかいうのは、ここの中に何も書いてないわけよ。本来ならそういったものがあって然るべきだというふうに思ってるし、それからあなた方の言う形でいくと、ここに点数は書いてあるよ。採点結果、一次審査から二次審査まで、書いてあるでしょう。こんな点数は何のために出したの。僕ら審査するほうにしてみれば、1位が2,485点でした、その内訳がわからないのに点数だけ出されてもね、中身は何もわからないわけ。だから1位の方が2,485点で7位の方が1,741点でしたと、その差がど

こについたのかということがこの中に出てこない、点数だけ並べて1番から7番までなんていうことはね、あり得ないでしょうが。こういう審査の仕方というのは、私はおかしいと思うんだけどね。どうですか。

教育部長

お手元にあります答申書の最後のほうに候補者の選定基準というのをに入れております。大きく6項目に分けておりますけども、その中で一次審査の項目でございますけど、地元には本社がある、あるいは地元への貢献とかということで、細かい表現はこの中にいたしておりますけれども、その中の採点項目に入っております。ただ、今お示ししている内容については2,900点満点の何点という形でしておりますので、項目的には非常にわかりにくいかもしれませんが、審査の段階では地元に対する配慮と言いますか、いわゆる地元には本社があるとか、あるいは実績があるとか、そういった貢献度等については考慮したところで採点項目を、細かいところでは設けておるところでございます。

岡部委員

私はプロポーザルの選考方式というのは、今までの金額の方式だけでなく、個性を生かしたとか、あるいは地産地消とか、地元とか、及ぼす経済効果とか、いろんな形の中で個性が出てくる。穎田の学校と東の学校と、あそこはおいしい、おいしくないというのも出てくると。そうすることによって相乗的な効果が図れるというふうに期待してたわけよ。だけど結果的には、ここに上げられているように全国大手の、言ってみればプロポーザル慣れしているような業者が出てきて、それなりの準備を、書面の準備をしてね、ぼんと上がってきて、点数も今言われるように、点数は確かに書いてあるけども、どの部分にどのような配点をしたということが一切なく、一番が何点で最後が何点と、それが何の資料になるんですか。私はあなた方の取り組み方はいいと思うけど、今の調子でこれから先も同じようなことをやるとするなら反対しますよ。と私は思います。以上です。

委員長

他に質疑はありませんか。

梶原委員

いま岡部委員の言われるとおりだと思うんですが、実際に業者も各学校にはもうちゃんと決まりました。その中で点数の開きがあるんですが、どこの業者が何点かというのはここには入っていないですね。学校のほうもですね、やはり点数の高い業者が来られたらいいのかなと思いますが、低い業者と高い業者の間で、何か特別なその差異があるのか、それともまたそこら辺で保護者の方の不安材料の1つになってくる部分もあるかと思うんですが、その辺の保護者に対する配慮というものはどのように考えておられますか。

学校給食課長

例えば1位と5位によって差があるかということでございますけども、今回5者を選考するにあたって、確かに得点化しておりますので差が出ておりますけれども、5者につきましては十分に対応できる能力はあるというふうに考えております。ただ、あとから言われました保護者への説明につきましては、いま現在予定しておりませんが、何らかの形でご説明をしたいというふうに考えております。

梶原委員

何らかの形と言われましても、やはり実際に食事をするのは子どもたちで、それにかかわってくるのは保護者なんですね。ですからそこら辺ですね、なんかもうちょっと配慮してほしいなと思うんですが、その辺十分考えていただきたいと思います。

委員長

他に質疑はございませんか。

八児委員

追いかけて言うような状況になるかもしれませんが、いま全国的にB級グルメというのがもてはやされて、大きな経済効果があります。これは何かと言いますと、やはりその地域の味というのがですね、全国的にもてはやされておる。その地域が育ててきた味というのがあるんじゃないかと思うんですね。そういうものがこの中に加味されておるのか。ちょっとそこら辺を少し聞かせてください。

学校給食課長

学校給食につきましては、いま現在、飯塚市内で統一献立を実施しております。設備の状況によって必ずしも同じ献立にならない場合もありますけども、同じ献立をつくって、先ほど申しましたように配置されております栄養教諭が献立をつくりまして、それから作業手順、材料、それから調味料の量というものを規定して調理をしてもらうようにしておりますので、そこにおいしさの差とか特異性とかいうものは発揮ないというところでございます。

八児委員

発揮ないというのがちょっと 発揮することが大事なんじゃないですか、その土地にあった味というのが大事なんじゃないですか。我々はこの筑豊地域で大きく育ってきたんですけど、その味を大事にしないといけないんじゃないですか。そこを言ってるんです。基本的にこれを見てると大手ばかりですよ。調味料にしても何にしても大手が一括して安く入れて、それを地元を持ってくるとかそういう形になるんじゃないですか。それはどうなんですか。

教育部長

学校給食の献立につきましては、県の職員でございますけども栄養教諭等が献立を策定いたします。それに基づいていたします。先ほど質問委員言われましたB級グルメとはちょっと違いますけれども、地元の食材等を利用した、いわゆる地域の献立といったものを企画いたします。毎週ということはありませんけども、年に何回か、地元の食材を使って地元の料理を児童生徒に提供してですね、地元の味を理解していただく取り組みは進めておるところでございます。ただ、調理の献立あるいは食材の購入につきましてはですね、栄養教諭、栄養士が一括した形でしておりますので、当然献立をつくった段階で地元の食材、どこを使うかということ、例えば筑穂地区の4校の学校につきましては、タマネギ類を購入いたしましてそういったものを利用してあります。ただセンター方式ですと大量に必要になりますが、個々の自校式にいたしますと、そこそこの量が500食とか300食といった量になりますので、地元の方も食材等は安いだらうと考えておりますので、将来的には地産地消を使った料理の企画を拡大と申しますか、広げていきたいと考えております。

八児委員

部長が言われるのは大体わかりますけども、安心安全できちっと子どもさんたちにしっかりした栄養のある食べ物を食べさせていかなくちゃいけない。それは当然のことですけども、やはり地域にあった味とかいうことの、味付けとかそこら辺は誰がされるんですか。またさっき出てきておりましたけども、そういう職員、従業員の方はしっかり地元の方を採用していくことが大事なことじゃないでしょうか。そこら辺をしっかりとですね、これは要望という形でさせていただきましても、十分気をつけてやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長

他に質疑はありませんか。

岡部委員

押さえておきますけど、いま言ってるような、例えば地場産のものを使うとか、雇用の問題も含めてだけど、途中であなた方は指導はすると言ったけど、1回プロポーザルで採用して実際にやっている業者がそれと違う状況、例えば大量に全国的に入れて安い商品とか、そういうふうなときにあなた方はペナルティーを科すことができる権力を持っているわけ。そういうも

のがその仕様書の中に、もし指定したものは年に何回検査しますよ、違かったときにはそれだけのペナルティーをやりますよというのをつくってあるわけ。

教育部長

ちょっと私の説明もまずかったと思いますけれども、すべて献立は栄養教諭、栄養士が作成いたします。そして発注につきましても指定は栄養教諭、栄養士がいたしますので、調理の受託した業者さんが特定の業者に、自分の出入りの業者さんに発注するということはございません。ですから、基本すべてうちのほうが指定した調理を、指定した業者と申しますか、地場の方あるいは学校給食会に発注するというのが原則になりますので、いわゆる調理業務を受託した業者さんが独自に自分のルートで食材を発注するということはございません。

岡部委員

ちょっと確認させていただきますけど、僕の聞き違いかと思ったけど、要するに食材は学校給食の範囲の外にあるわけですね。いま言われたように飯塚市のほうが指定してきた食材を使わないかという義務が調理業者には発生するわけですか。そこをはっきり言って。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:05

再開 11:05

委員会を再開します。

教育部長

今回の委託業務はうちが指定します材料、調理方法に基づいて調理だけをするという委託業務でございますので、発注等はありません。

岡部委員

また堂々めぐりで戻ってくるけど、私が最初にあなたにお尋ねしたのは、センター方式から自校方式に変わることによって個性が出てくると。その提案権がこのプロポーザルの良いところだというふうにあなた方も認めているわけよ。ところがずっと質問してきて、下りてきたときには、結局、業者が違うだけで食いものはみんな同じところから提供されてという話で今やってるわけよ。味付けの醤油の味が濃いか薄いかぐらいの差しか出てこないわけ。そういうこと。

教育部長

基本的には委員がおっしゃるとおりなんですけど、ただ給食センターの場合4,000食とか5,000食とかをつくります。ただ、自校式になりますと500食とか300食とかいう量になりますので、そこそこの食材、例えば筑穂牛を使った料理とか、高いですからそれはできませんけども、そういうふうな工夫を各学校に配置した栄養教諭、栄養士が考えまして、地元の食材を使ったものをですね、各学校ごとと申しますか、工夫はできてくるということでございます。ただ今までですとセンターで一括でしますので、そういった工夫ができなかったということでございます。

岡部委員

もう言わんとすることはわかると思うけどね、私どもはせっかく、教育長ね、合併特例債なんかを使えるようになって、本当に市内全域に散らばっている食事を今までは1カ所で、大きなどんぶりですつくりよった。それを細かくきちっと気配りをしながらつくれるシステムに変えているわけでしょう。ということは、そういう結果が出てくるような形にしないと、あなたたちが業者の選考にしたって、言ってみれば、プロポーザルでやるという個性の問題よりも、あなたたちが優先しているのは安心の部分で、やったことのないような業者よりも大きいところのほうがよかるうという点数で、本当は違うかもしれないけど、だけどその中の採点方法はあなた方は出してないわけだから、1番と最後が何点の差がありましたというだけしか出してない。何でそんな点数が出てきたとは書いてないわけですよ。だから、これは我々には審査権が

ないとかもしれん。報告事項で上がってきてるから。だけどね、プロポーザルでせっかく特例債を使って、大きなお金をつかって自校式の調理に変えていくんだったら、そのメリットを少し生かせるような方針をきちっと打ち出していただいて、地産地消で地場産のものをきちっと使う、それで地場産の雇用もあるし、またその雇用から発生する経済効果も出てくるわけですよ。そんなものをきちっと頭の中に入れながらやっていただきたいということを要望しておきます。

教育長

自校式の給食調理場には多額の市費を投入していただいて整理をしていただいています。これはセンター方式と違いまして、まずは温かいものは温かく、冷たいものは冷たく子どもたちの口に届けたいという思いだとか、あるいは食育の推進、そしていま委員さんもおっしゃいますとおり、地場産の野菜等をぜひ使って子どもたちに食育とともに温かみのある給食等もしたいというようなことも考えてのことでもございました。また、今回入札方式をとらずにこのようなプロポーザル方式にしましたのも、大手のところは安かろう、何とかだろろうというような形で、全部の持って行ってしまわないようにというようなことも考えたわけですが、結果的に私どもとしても残念ながらこのようなことになりましたので、教育委員会といたしましても地元の雇用や地元の業者の育成も地域として必要だという認識を持っていますので、業者へのいろんな指導や支援、それからこの選定基準等についても、先ほど学校給食課長も言いましたように、危機的状況が起きたときに、すぐ対応ができるというようなところもさらに重視するなど基準の見直し等もしながら今後の選定に当たっていきたいと思っています。

委員長

他に質疑はございませんか。

松本委員

教育長が答弁されましたので、その後どうこうということもなく、また岡部委員のほうからもありましたけれども、この自校式に対して保護者の思いはですね、自校式になるというときに、ああよかったと。さっき言われるように子どもたちに温かいものを温かいように、冷たいものを冷たいようにと言われましたけれども、そういうことも含めてやはり地域性というようなことから考えてね、保護者がよかったなというふうに思っておられるというふうに思います。しかし、こうなりますとセンターでつくるのと温かさはちょっと違う、麺ののび方はちょっと違うかもしれんけど、あんまり変わらないじゃないかというのが現状じゃないかと思うんですよ。だから、さっきも梶原委員のほうからも話が出てましたけれども、やっぱり保護者に対してもちゃんとした説明というか、それは地産地消を使う、センターで使うのは一気に大口でやりましたから、小口に何箇所かすれば、地元の野菜なり、いろんなものが使えるというのも、これももう当たり前のことだというふうに思います。安心安全をやっていくということからすれば、あれだと思いますが、今の答弁を聞いてると、どこの給食場も同じ状況ではないのかなという気がするんです。タマネギやらホウレンソウは多少その地域性が違うかもしれませんがね。中身としては、最初保護者が考えられたり、私どもが考えたものとはちょっと違うのかなという気がしますので、そこら辺は十分保護者の皆さん方の不安というか、本当に自校式にするということで、飯塚市の財政どれくらい使っているのかを考えると、やっぱりちゃんとしたものをやってもらわないと困るんです。今のセンター方式よりちょっと温度が温かくなりましたぐらいの話ではないわけですから、やっぱり子どもたちに何を給食を通して感じてもらうのかということも教育の大きな一環というふうに思いますので、そこら辺はぜひ考えてやっていただきたいということを要望しておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」の報告を求めます。

教育部長

今回の工事請負変更契約のご報告について、報告が遅れましたことを陳謝申し上げます。実を申しますと5000万円以上、1億5000万円未満の工事契約案件につきましては、議会との取り決めによりまして所管の委員会へ報告することとなっております。執行部内部におきましては、当初の入札の結果につきましては契約課が、そしてその後の変更契約等につきましては原課、この場合で申しますと教育施設課でございますが、報告することとなっております。この変更契約の案件について委員会へ報告しなければならないという認識が全く欠けておりました。今回、2年分14件の報告になりましたことを、冒頭にお詫びいたします。申し訳ございませんでした。

教育施設課長

まず最初に、この契約変更につきまして報告が遅れましたことにつきまして、お断り申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

変更契約につきましては、平成23年度が3件、平成24年度が11件、合計で14件、変更契約を行っております。その内訳としては大規模改造工事が5件、給食調理室建設工事が3件、改修工事が1件、潁田小中学校建設工事の設備工事が5件となっております。それではお手元に配付しております資料でご説明を申し上げます。

上段に変更内訳、下段に主な変更理由を記載しております。1ページをお願いいたします。はじめに、筑穂中学校大規模改造その3工事でございますが、現契約金額に742万1400円を増額いたしまして、変更契約金額を7675万2900円とするものです。その主な理由は、壁下地の老朽化が激しく壁下地から取り替えて改修を行ったため増額変更したものです。

次に、庄内中学校大規模改造その1工事でございますが、現契約金額に160万1250円を増額いたしまして、変更契約金額を1億2152万2800円とするものです。その主な理由は、次年度工事予定であった玄関スロープのバリアフリー工事等を、今年度前倒して工事を実施したため増額変更したものです。

次に、

委員長

課長、説明されようけどここに全部書いてあるから、それで内容を見てください、質疑があれば言われると思いますので。

教育施設課長

失礼いたしました。資料を添付いたしておりますので、詳細につきましては省略させていただきます。今後、この変更契約につきましては、十分な精査を行ってまいりたいと考えております。大変申し訳ございませんでした。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。